

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和３年１２月１６日（総２１第２０１号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が１月３日まで延長されました。
- ジャカルタ首都圏の一部の活動制限レベルが１に引き下げられました。（バリ州は引き続きレベル２のままです）

１．１２月１３日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を１月３日まで延長する旨の内務大臣指示（２０２１年６７号）を発出しました。

２．同内務大臣指示では、ジャカルタ首都特別州及び首都圏の一部（バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県、ボゴール市、デポック市）の活動制限レベルが２から１に引き下げられました。西ジャワ州のブカシ市、ボゴール県はレベル２とされています。このほか、東ジャワ州のスラバヤ市や中部ジャワ州のスマラン市はレベル１、西ジャワ州のバンドン市、カラワン県、ジョグジャカルタ特別州、バリ州はレベル２のままとされています。

３．ジャワ・バリ内での活動制限レベル２の内容については、１０月２２日付の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100250885.pdf>）を参照ください。

４．ジャワ・バリ内での活動制限レベル１の内容については、１１月４日付の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100255418.pdf>）を参照ください。

５．活動制限レベル２及び３の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で１００％の出勤率での活動を認める措置が継続されています（詳細は、８月３１日付けの当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100229802.pdf>）を参照。）。

６．インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。